

附属資料（用語の解説）

* 一般会計と特別会計

一般会計は、地方公共団体（都道府県や市町村）の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、特別会計は、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計である。特別会計の設置は、単一会計主義の例外となるもので、真に会計処理上必要とみなされるものに限るべきものである。なお、特別会計の設置は、当該団体の条例による。また、国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業など法律上設置を義務づけられるものは条例によらなくともよい。

* 企業会計

企業会計とは、一般的には、株式会社等の民間企業における会計をいうが、地方財政上は、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計をいう。

* 歳入

会計年度におけるいっさいの収入。

* 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入など。

* 依存財源

国や都道府県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりするもの。

地方譲与税、利子割交付金・地方消費税交付金など各種交付金、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、市債などをいう。

* 自主財源比率と依存財源比率

歳入総額にそれぞれ占める自主財源、依存財源の割合。自主財源比率が高いほど、当該団体の財政は豊かであるといえる。

* 歳出

会計年度におけるいっさいの支出。

* 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、きわめて硬直性が高いものである。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費の6費目は広い意味では義務的経費であるが、なかでも、『人件費』『扶助費』『公債費』の3つの費目が厳密な意味での義務的経費である。

*** 人件費**

職員等に対し勤労の対価，報酬として支払われるいっさいの経費。

*** 扶助費**

生活保護法，児童福祉法，老人福祉法等に基づき，（地方公共団体が単独で行うものも含む。）被扶助者に対して支給する費用。

*** 公債費**

地方公共団体が借入れた地方債の元利償還金と一時借入金利子の合算額をいう。

*** 投資的経費**

その支出の効果が資本形成に向けられ，施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費である。普通建設事業費，災害復旧事業費などがある。

*** 普通建設事業費**

道路，橋りょう，学校，庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。

*** 物件費**

人件費，維持補修費，扶助費，補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。賃金，旅費，交際費，需用費，役務費，備品購入費，委託料などが主なもの。

*** 補助費等**

決算統計上の1分類。主に，負担金，補助金，交付金，補償金，補てん金，賠償金など。

*** 繰出金**

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費をいう。